

令和 2 年度 第 3 回浦添市上下水道料金等審議会議事録

場 所	浦添市上下水道庁舎 2 階会議室			
日 時	令和 3 年 1 月 14 日（木） 15：00 ～ 16：30			
提示資料	会次第、説明資料			
出 席 者（出席数 6 人、欠席数 0 人）				
委 員	平敷 徹男（会長）	○	末吉 由美子	○
	秋田 繁一（副会長）	○	村田 紳	○
	新垣 有三	○	譜久原 みどり	○
事 務 局	経営企画室長、水道総務課長、 営業課長、工務課長、上水施設係長 財政課課長、財政係長、経営企画室職員			

当審議会

審 議
1. 下水道使用料収入について

(15時00分 開会)

	～浦添市財政状況について財政課より説明～ ～質疑なし～	
事務局	進行につきましては会長にお願いしたいと思います。では、よろしくお願いいたします。	
会長	今年初めての審議会ということで、今年もよろしくお願いいたします。 私の方は進行役を務めさせていただきます。 委員の皆様には活発なご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願います。 本日の審議に入る前に、前回の資料に訂正があるとのことがございましたので、事務局からその説明をお願いします。	
事務局	お配りしている資料について、前回、上段の資料でご説明させていただきましたが、その際に那覇市と南風原町の2つの市町村に關しては消費税が単価の中に組み込まれており、本市とは違う形となっておりますので、下段の資料の消費税を抜いた形が、正しい比較の対象でしたので訂正させていただきたいと思います。 よろしくお願いいたします。	
会長	ありがとうございました。 それでは、会次第4の下水道使用料の審議に移りたいと思います。 その前に、確認ですがこの審議会に諮問をいただいている諮問内容が「浦添市水道料金及び下水道使用料の適正について審議していただきたい」とのことです。これまでに、上水道については安	

事務局	定期的な経営ができており適正であると、お認めいただいておりますので、今回は下水道使用料について審議していただきたいと思います。諮問内容の適正かどうかを念頭に置きながら説明を聞いていただきたいと思います。 それでは、事務局からご説明をお願いいたします。 ～下水道使用料収入について説明～	
会長	ありがとうございました。 下水道使用料収入についての説明をいただきましたが、委員の皆様からのご質問がありましたらよろしく願いいたします。	
委員	収支の見通しで令和3年から見通しが出ておりますが、令和2年までの実績は見られないのでしょうか。これで議論しなさいと言われても少し難しいところがある。	
委員	令和3年以前の実績ですね。 令和2年・元年の実績があればもう少しわかりやすいのかなと思います。	
事務局	令和2年度から初めて公営企業会計に移りましたので、今までの実績というものが無い状況です。今年度が終われば実績が積みあがっていく形となります。この料金審議会に関して3年から5年毎に引き続き行っていきたいと考えておりますので、次回の料金審議会では実績も見ていただけるとは思いますが、今回に関しましては予測値しか載せられる状況にないということです。	
会長	前回もご説明がありましたが、公営企業会計が適用されるように	

	なったということで、それを機会に費用区分が明確になってきた、整理されてきたということです。公営企業の場合には独立採算制をもって、使用料で賄わないといけないというところが背景にはあると思います。	
委員	数字だけ見ると赤字なのですね。	
委員	厳しさは伝わってきますね。	
事務局	見通し等を見ていただきましたが、資料として5人家庭でいくらかくらい増えるのか大型商業施設でどのくらい増えるのか、くらいしかご説明していない状況ですので、実際に事務局のほうで使用料体系にどのように使用料を反映させたらいいのかの案を作っているものがございます。そちらをお配りさせていただいてもよろしいでしょうか。	
委員	はい	
会長	先ほど、説明がありました1億3千万円と2億円がありましたが、一気に2億円というのは、コロナ渦の中で厳しいだろうということで段階的に上げていくということで、1億3千万円が提案されているということです。 それについての、具体的な案、市民にどのくらいの負担があるのか分かったほうが、より身近な数字として理解していただけるかもしれませんね。	
事務局	A4の紙のほうから先にご説明させていただきます。 改定の条件として、仮に設定したものです。 使用料の増額に関しては、先ほどご説明させていただいた赤字補	資料①

	填として1億3千万円を増額できるように設定をしております。 家事用の基本使用料に関しましては、基本水量として8 m³までは 水量区分が同じです。今年度の10月から県の汚水処理場に支 払っている金額が47円から50円、1 m³あたり3円増額になっ ておりますので、8 m³までの8 m³×3円の24円を最低でも基本 水量区分の方たちにも負担していただくということで500円か ら524円に変更したいという案です。 それ以外の階層に関しましては、一律同額の16円増させていた だければ1億3千万円くらいの増額ができます。こういった形は どうですか、ということで出させていただいております。 このように上げていくと全体で13.5%、金額にして11.4円 上がっていますという案になっております。 これは事務局からの一つの案として提示させていただいたもので す。同時にA3の資料をお配りしておりますが、浦添市は流域下 水道の那覇処理区と伊佐浜処理区に繋がっておりますので、それ ぞれの処理区内にある市町村と比較できる資料となっております。 今回、事務局といたしましては、本来であれば下水道事業会計と して2億円の使用料改定が必要ですが、それはあまりにも影響が 大き過ぎると考えておりますので、せめて税金が補填している分 は今回で改定できないものかと考えたところから、皆さんに均等 に負担していただく、というのが基本になるかと考えているとこ ろです。ですので、基本的に各水量区分の方々に均等に負担して いただくということで同額値上げという案を出させていただいて おります。 他の考え方として同率という考え方もございます。 例えば17.5%を各水量区分で上げていく65円から17.5% 上げると76円というように同率で上げていく場合です。ですが 同率で上げた際は、元から大きく設定されている水量区分の上が	
--	--	--

	り幅が大きくなり、大口需要者への負担が大きくなりすぎるところがございます。 この辺に関しましても審議員の皆様の方で協議していただきたいと考えております。	
会長	適正な算定に基づいた2億円の改定が必要だが、負担が大きすぎるだろうと言うことで段階的な1億3千万円をベースに使用料体系に落とし込んだ案が提示され、それであれば具体的な数値がでて、身近なところで考えやすいのではというところです。 今のご説明について、ご質問等がございましたらお願いいたします。	
委員	まずは、この値上げすることを本当に今上げるのが適切なのか。 2億とかではなく、上げることは適正なのか。	
委員	その確認から必要ですね。	
委員	それもしないといけないと思うし、上げるなら1億3千万円、税金で支出しているものを上げるのか、丁寧に審議して行って話し合う必要がある。事務局からの説明のように大きく上がった分をどうするのか。企業に吸収させ負担させるのか、結果として企業は他市町村に出て行く。そういうことが受け入れられるのか、また、コロナ渦のなか消費低迷のなかでそれが可能なのか。実際問題、過去の数値ですよ。今は巣ごもり需要が多くなってきていて家庭の污水处理が増えてきているのではないのでしょうか。今後3年～5年の先の数字が必要で、もっと言えば1億3千万円で本当に足りるのか。増える可能性もあります。 安定的な経営・運営を行っていただきたいですが、悩ましいことがいくつかありますので、唐突に伝えております。	

	最終的には、浦添市民が負担しますよね。結果的にはいろんなものに転嫁されて市民が受ける形になるかとも思いますので、その辺もどうなのかなと思ったしだいです。	
会長	今のご指摘のように、いきなり具体的な使用料の話にはなりましたが、下水道使用料が公営企業の原則に基づくと必ずしも適正な状態ではない、これをどうにか是正しないといけないということがありまして、「改定すべきである」という前提での話になっておりますが、その前に改定が必要かどうかということについてご意見いただきたいと思います。 浦添市の財政状況もかなり厳しいということも踏まえてご意見があればお願いします。	
委員	財政が厳しいから使用料を改定するという事ですが、下水道事業の本来の形としては、下水道使用料を改定した方が良いのではないかと思います。なぜ、今の時期かという事なのですが、下水道事業が公営企業になったタイミングで提案していると思いますので、このタイミングでいいのかなと思います。	
委員	説明を聞いていると、値上げしないとどうしようもない状況なのだなということはよくわかりました。コロナ渦で大変な中ということもありますが、値上げするとなるといつ頃からはなるのか、目途は考えているのでしょうか。 決まったからといって今日明日では無いと思いますが。	
委員	値上げが決まったとして適用はいつ頃になるのでしょうか	
事務局	審議会で協議していただいている内容を答申でいただいて、それをもって浦添市議会にご説明をいたします。議会にかけてそれか	

	ら周知期間を最低でも半年以上は必要だろうと考えております。 市民に向けて広報誌等、いろんな手段を使ってどのような理由でどのような形で値上げするのか、審議会でもこのような答申をいただいているなど、周知を行っていきます。	
会長	段階的に上げるというのはどのくらいを見えていますか。令和6年度にもう一回するのですか。	
事務局	基本的には下水道事業が始まって令和6年には約50年が経過する事になります。当初に布設した管の腐食はだいぶ進んでいますので、それをどんどん更新していく必要があります。その更新計画を来年度から3年間かけて作ろうと考えています。 これが出来上がれば、長期的にみた更新費を見込むことができ、それに対する必要な使用料収入が分かると思いますので、それを一回で上げられるのか、段階を踏んで上げるのかなど、令和6年頃を予定している当審議会にてご説明させて頂ければと思います。今回に関しましては、公営企業会計に移った中、使用料で賄わなければならない部分がはっきりと見えてきて、税金が入ってきている部分だけでも改定して進めて行きたいと思っているところです。	
委員	適正な算定方法で2億円とあったのにも更新計画は含まれていないわけですね。さらに厳しくなっていくということなのでしょうね。	
委員	市民の視点からみると、緩やかに上げていただけると助かるので、今回の形の方が理想かなと説明を聞きながら思っていました。 どちらにせよ値上げしないと行けないし、上げないとどうしようもない状況ですよ。	

委員	段階的に１億３千万円を基準にして使用料体系に落とし込んだ案がありました。いろんな企業誘致などの条件の一つにもなりますよね。その辺でも企業への影響を気にしているとは思いますが。 先ほどあった、今で値上げをするのかということについて、値上げが長引けば長引くほど、更に次の改定時期が来てしまうという事も想定されるかなと思います。 具体的な話になってしまっておりましたが。	
事務局	具体的な話をさせていただいたのは実際の２人世帯とか５人世帯、企業への影響を見ていただいた方が、イメージしやすいかなと思ひまして先にご説明させていただきました。	
委員	わかりやすかったです。	
委員	定額とか定率の話でしたが。	
事務局	今の案は定額です。 定額の１６円ずつ増やした際、２人世帯だと１５２円、差の大きい食品関連工場だと９万８千円です。 定率でやった際は、２人世帯が１２２円、食品関連工場だと１６万７千円。大口需要者の差が大きく出ます。先ほど委員からもご指摘がありましたが、企業側に負担をかけ過ぎてしまうと、特に食品関連工場などは、必ず浦添市にないといけないということではない業種なので、下水道使用料が上がったからといって市外へ出ていくわけではないとは思いますが、その要因になりやすい。 使用料体系を見ていただけるとわかると思いますが、１ｍ^３当たり５００ｍ^３以上は１６０円、一番低いところでは１ｍ^３６５円、すでに１ｍ^３当たりでみた際に約２.５倍の高い使用料を支払っている現状	

	があるところです。 令和6年度以降に関しましては、水量区分もしっかり検討していないといけないと認識しています。そこに関しては時間が必要だと思っているところで、今すぐに改定ということはできませんのでその辺も併せて令和6年度にはご提案させていただきたい、更新計画と水量区分などをしっかりと示しながら説明していきたいと思いますので、今回は1億3千万円をみなさんに均等に負担していただきたいと考えております。	
会長	委員の皆様承認頂きたいのは1億3千万円と定額での改定というところです。 それ以外に、審議会で審議する必要があるものはありますか。 1億3千万円と定額というのを承認したらよろしいのでしょうか。	
事務局	これに関してはあくまでも事務局の案です。例えば個々の水量区分の人たちはもう少し下げた方がいいのではないかと等、そういったことをご審議いただきたいと思っております。基本使用料は24円の改定、根拠は先ほどお伝えさせていただきましたとおり、県の方が3円の増がありましたのでその部分をあてております、というのをご説明いたしました。 基本使用料は24円ではなく50円まであげてもいいのではないかと等、そこら辺のご質問ご指摘等があればいただきたいと思いますと思っています。	
会長	事務局より提案がありましたが、今の話にありましたとおりご意見等がございましたらお願いします。	
委員	水道使用料イコール下水道使用料ではないですね。家庭用だと	

	水道使用量の何%で出しているのですか。	
事務局	他であるのが水道使用料の何%が下水道使用料とするという使用料体系をとっているところがございます。ですが、浦添市に関しては、下水道は下水道、水道は水道という形の使用料体系をもって皆様にお支払いをいただいているところです。	
委員	下水道の水量の計算方法というのはどのように出していますか。	
事務局	基本的には水道の水量と同じです。 例えば企業で、特に飲料メーカーとかですが、下水道に流さずに商品に水を使っているなど下水道に流さない分など、その分は下水道使用料は割引します、というのはもちろんございます。一般の家庭とかふつうの企業であれば水道の水量イコール下水道の使用量として算定しています。	
委員	そのようになっているのですね。 先ほど言っていた工場など、商品に含まれるから排出量が少なく計算しているとか、そう言ったのも聞いたことがあるもので。 2人世帯で16m ³ という水量だったのが水道量とおなじくらいだなと。	
委員	計算方法としては水道の使用した水量と下水道の使用量は同じという事なのですね。 工場とかは水量が多いので、その辺が気になってしまいました。	
委員	安定的に運営していただきたいというのがありますので、上げるべきだとも思っていますし、企業側も多くの水量を使っている分、その辺は協力していかないと行けない所ではあるでしょうし。	

委員	企業側には大きく貢献していただいているところもございます。 企業への影響も考えないと行けないですね。	資料②
会長	事務局からもありましたが、細かい数字、具体的な数字まで検討していただきたいとありましたので、それに関してご意見等がございましたらお願いします。	
委員	難しいですね。	
事務局	先ほども少しご説明いたしましたが、基本使用料を50円に上げた場合は各水量区分の増額は14円に変更ができる形となります。	
委員	基本使用料を上げて使用料の分を少し落とすという形もあるんですね。	
事務局	基本使用料の上げ幅というのは必ず全員に負担が行く上げ幅という形になります。基本使用料を上げると言うことは、大口需要者の負担を減らせるということにもなります。	
委員	その場合の収入はどうなりますか。	
事務局	この場合でも私たちが必要と思っている額の1億3千万円は確保できており、こういった形でも上げることができます。 もう一つ説明させていただきたいのですが、業務の基本使用料は10m ³ 、家事用は8m ³ の水量を基本使用料に含んでいます。業務用の基本使用料は家事用の基本使用料を変更した際に、同じ水量使用した際に家事用が業務用を超えないように調整された金額が	

	入っております。	資料②
	家事用の基本使用料を50円上げた際には、業務用の基本使用料は58円上がる形となり708円となります。他市町村と比べると高い方になってしまいます。その辺のバランス等も見ていただければと思います。	
委員	判断基準としては他市町村との比較もありますが、個々の負担がどうなるか。基本使用料を触ったときと、触らなかったときの負担がどうなるか。	資料③
事務局	基本使用料は高齢の世帯や、支払が困難な世帯もいらっしゃるしやりはしますので、基本使用料は上げない場合は、残りの水量区分を均等に上げると18円の値上げで、1億3千万円は確保できる形となります。	
会長	このシュミュレーションで基本使用料をどうするかということがありましたがいかがでしょうか	
委員	水量が8 m ³ 以下の世帯数はどのくらいあるのでしょうか。	
事務局	令和元年度の平均で、毎月使わない世帯が約240世帯、1 m ³ 以下の世帯が約330世帯、このような形で8 m ³ 以下は約5300世帯があり家事用全体の約23%を占めている状況です。	
委員	基本使用料を上げた際、困窮世帯、貧困世帯にも影響でますね。	
事務局	生活保護というのが公的支援であります、水道やライフラインの額も含んで支給はされているというように言われていますので、浦添市としては生活保護世帯に基本使用料の割引は行ってい	

	ない状況です。保護費に含まれているという認識です。 基本使用料は基本水量を含んでいるものですが、当初の目的として、「公衆衛生の向上」、「使用料を低廉に抑える」となっております。「公衆衛生の向上」とはある一定のレベルまでは使用しても使用料は変わらない、生活における必要水量を含めることによって、十分な水量をしっかりと使用していただくということが目的であり、「使用料を低廉に抑える」については、皆様が毎月、確実に同じ額の負担をするというところで、それ以上に使う方の使用料を抑えることができるというのが当初の目的です。 ですが、最近では核家族化、一人世帯の増加するなかで、基本水量内の使用者で不公平感がある。そういった苦情があるということも事実です。	
委員	あまり使わない人からすると不公平感があるということですね。 そうなると、あまり基本使用料をいじるのも、気にはなるところですね。	
事務局	私たち事業者としては課題の一つとして捉えております。県内各市町村も基本水量を含んだ水量区分になっていますが、県外では不公平感が非常に強いという事で水量を含んでいない基本使用料に、1 m³ずつの水量に対して使用料を付加するというような使用料体系になっているところもございます。これも令和6年度までに、課題整理に取り組んでいきたいと思っているところです。	
委員	その意味では課題整理をするということであれば、今のところは触らない、今後見直しますという事ですね。	
事務局	今回の使用料改定につきましては基本水量を触らない方向で進めさせていただきたいというのが事務局の考えです。	

委員	未収納もございますか。	
事務局	年に数件ございます。 徴収業務につきましては、水道使用料と一緒に納付いただいております。お支払いいただけないと言うことは水道使用料もお支払いいただけていないと言うことになりますので、ある程度の措置の後、給水停止に踏み込まざるを得ず、そうしたら、水道だけ支払い、下水道は支払わないという方はいらっしゃるのでは、ほとんどが回収できている状況です。	
会長	先ほどありましたが、まずは改定すべきという前提でお話が進んでおりますが、それでよろしいでしょうか	
委員	はい	
会長	次に段階的にという事で1億3千万円を基準に具体的な使用料体系案となりますが、この審議会ではその方向で進めていいと言うことでよろしいでしょうか。	
委員	はい	
会長	それぞれの水量区分毎の使用料設定となりますが、それに対してご意見はいかがでしょう。	
委員	基本使用料は那覇市であれば10m ³ になっていますが、整合性とれているのかもあるし、先ほど見せていただいた、数字を変更した際の総収入について、それぞれの水量区分の該当する世帯数を計算はされているとは思いますが、数字を変更したら世帯数等と	

	計算されて、その使用量が増えた分の改定差額が最終的に1億3千万円になるというのは、間違いないのでしょうか。 2世帯、5人世帯の額への影響等はこれになるのでしょうか。	
事務局	はい。そうです。 モデルケースに関しては令和元年度使用量を元に算定しております。	
委員	では、このように上げていけば1億3千万円は確保できるということですね。	
事務局	案のとおりで変更した場合は、確保できると見込みです。	
委員	モデルケースよりは小さくなる可能性があるということですね。	
事務局	その可能性はあります。	
委員	そうなると、総収入が減ると言うことですか。	
事務局	この算式は、浦添市のトータル水量は全て把握しておりますので、それで計算されるようにしております。 令和元年度の基本水量区分にいる方、8 m³以上の方、家事用、営業用、それぞれでどのくらい上がるか等も反映させたものを出させていただきます。基本使用料が据え置きの場合は、こうなります。	
委員	今は基本使用料値上げは0円ですね。	資料③

事務局	今は0円です。最初の案として提示しているのは24円です。 私たちは市民から集めた汚水を県に処理をお願いしております。 今回、県の処理費が3円上がりましたのでそれを3円×8㎡で24円最低上げさせていただきたいと考えておりますが仮に0円とした場合を示しています。	
委員	基本使用料を上げない理由が見つからないですね。 だから、24円は入れた方が良いでしょう。	
事務局	事務局としては使用料算定に基づく2億円の値上げではなく、税金の負担を解消するという意味では、みなさまに同じように負担していただくというのが基本と思っております。先ほどもご説明しましたが、業務用に関しましては基本水量が10㎡という事と家事用が10㎡使った時に業務用を超えないよう、値上げ幅は24円ではなく36円となります。	
委員	2人世帯というのは、若い夫婦とかこれからの家庭と言うことで収入も少ないかもしれないし、そういう方々の負担も下げられないか、それで1億3千万円確保できないか。できなければ業務用に転嫁するとか言う話もあっていいのかなと。	
事務局	そういう考えも有りです。	
委員	そのくらいはやらないと、若い市民が来ないのではないかと。	
事務局	モデルケースの2人世帯(16㎡)の上げ幅を16円ではなくて15円にした場合、1億2千万円位しか確保できないと言うことになりますので、どこかの水量区分を値上げ額を上げないといけな形となります。その際に基本使用料を24円から25円にあげ	資料④

	る方法や、あくまでも案ですが一番高い水量区分を少し上げることになります。	
委員	若い世帯の負担を軽減させた方が優しい浦添市になるのかなと思ったところです。	
事務局	今、委員から案がありましたこの水量区分だけは値上げ額を下げてもいいのではないか、その代わりどこで補うのかと入ったことを審議、提案いただければと思っているところです。	
委員	大きい企業は一ヶ月で10万3千円あがるのですか。	
委員	そうですね。すごいですね。	
事務局	企業の固定費へのあたりは大きいです。 食品関連工場が、必ずしも下水道が上がったからと市外に出て行くことではないとは思いますがその可能性もありますので。	
委員	どのような反応が出てくるのか気になるころではありますね。	
委員	若い世帯を応援したいというお話もありましたし、老夫婦世帯としても少しでも負担を軽減していただけると、非常に生活しやすいのかなと思います。年金暮らしも大変だと思いますので。	
委員	企業は商品価格へ転嫁もできますが、個人は身を削るしかありませんからね。	
会長	この会議の総意として、使用料収入を1億3千万円増額、基本的に事務局のシュミュレーション案を基に、一番低い水量区分を1	

	5 円、一番高い水量区分を 1 7 円とするということによろしいでしょうか。	
委員	はい	
事務局	もう一点、用途別で大衆浴場というのがございます。公衆衛生の向上を目的とした、用途区分となっております。ただ、浦添市に用途区分の大衆浴場を使っている所は平成 3 年以降出ていないのが現状です。今後、出ないとも限りませんので、これまでも県の汚水処理負担金と同額で処理させていただいておりましたので、今回の大衆浴場に関しましても汚水処理負担金までは使用料改定したいと考えておりますがよろしいでしょうか。	
会長	事務局からの提案どおりで大衆浴場の単価を 3 円上げることでよろしいでしょうか。	
委員	はい	
会長	では、内容を答申でまとめていただければと思います。	
事務局	諮問に対する答申を会長の指示のもと答申案を作成し、その後委員の皆様にご確認、ご承認をいただくことになります。 答申書に含めてほしい内容はございますか。	
委員	今 1 億 3 千万円の回答となりましたが残りの 7 千万円は申し送る必要があるのではないのでしょうか。	
会長	そういった内容も答申書には入れるのでしょうか。	

委員	入れておいた方が良いのではないのでしょうか。	
事務局	はい。了解しました。 その内容も含めて答申書案を作成し、次回審議会にて承認して頂くよう準備いたします。	

令和３年１月１４日